# 大蔵村地域防災計画 【資料編】

大蔵村防災会議

# 目 次

1	防災	関係規定	
	1-1	大蔵村防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1-2	大蔵村防災会議運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1-3	大蔵村災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1-4	大蔵村災害連絡本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1-5	山形県災害報告取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1-6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2		<u> </u>	
3	通信	• 情報関係······ 1	
	3-1	防災行政無線設置箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	3-2	気象情報の種類と発表基準・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
4	災害	危険箇所······1	
	4-1	土砂災害警戒区域等・・・・・・・・・・1	
	4-2	山地災害危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
	4-3	なだれ危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
	4-4	重要水防箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	避難	関係· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	5-1	指定緊急避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5-2	指定避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5-3	福祉避難所····································	
	5-4	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	様式		
	6-1	自衛隊災害派遣要請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
	6-2	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
	6-3	被災者台帳関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6-4	罹災証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

# 1 防災関係規定

#### 1-1 大蔵村防災会議条例

昭和38年7月1日 条例第12号 改正 平成8年3月13日条例第5号 平成12年3月9日条例第7号 平成28年12月12日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大蔵村防災会議(以下「防災会議」という)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 大蔵村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
  - (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 5人以内
  - (2) 山形県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 4人以内
  - (3) 山形県警察の警察官のうちから村長が任命する者 2人以内
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
  - (5) 副村長 1人
  - (6) 教育長 1人
  - (7) 最上広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び消防団長 2人
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的団体の職員のうちから村長が任命する 者 10人以内
- 6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方機関の職員、山形県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員及び学 識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (委任)
- 第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項 は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 大蔵村防災会議運営規程

昭和43年3月30日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、大蔵村防災会議条例(昭和38年条例第12号。以下「条例」という。)第5条 の規定に基づき大蔵村防災会議(以下「防災会議」という。)の議事、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務を代理する委員)

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理すべき委員は、副村長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 防災会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第4条 会議の議長は、会長が充たる。

(会議の議事)

- 第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。 (専門委員会)
- 第6条 専門委員会の名称及び構成については、会長が会議にはかって定める。
- 2 専門委員は、その付議された事項の調査審議が終ったときは、すみやかに報告書を会長に提出 しなければならない。
- 3 会長は、調査審議のため必要があるときは、会議の承認を得て、当該専門委員会に属さない委 員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専決処分)

- 第7条 緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、 会長は会議で処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項について、専決処分することができ る。
  - (1) 大蔵村地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
  - (2) 災害に関する情報を収集すること。
  - (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整をはかること。
  - (4) 非常災害に際し、とりあえず緊急措置の実施を推進すること。
  - (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
  - (6) 災害対策本部の設置について、あらかじめ防災会議において決定された設置基準に従ってこれを設置すること。
  - (7) その他緊急に措置すべき事項
- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議において報告しなければならない。 (庶務)
- 第8条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。 附 則
  - この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(平成8年規程第1号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成13年規程第2号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 1-3 大蔵村災害対策本部条例

昭和38年7月1日 条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、 大蔵村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を 代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 災害対策本部長は、必要に応じて災害対策本部に現地災害対策本部を置くことができる。
- 2 現地災害対策本部に属すべき本部員は、災害対策本部長が指名する。

(委任)

- 第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。 附 則
  - この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第6号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 8 号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 1-4 大蔵村災害連絡本部条例

平成8年3月13日 条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、大蔵村災害対策本部活動要領第3条の規定による災害対策本部開設基準に達しない場合における諸災害に対する対策を講ずるために、大蔵村災害対策連絡本部を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織

- 第2条 災害対策連絡本部長は、災害対策連絡本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策連絡副本部長は、災害対策連絡本部長を助け、災害対策連絡本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策連絡本部員は、災害対策連絡本部長の命を受け、災害対策連絡本部の事務に従事する。 (部)
- 第3条 災害対策連絡本部長は、必要と認めるときは災害対策連絡本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策連絡本部員は、災害対策連絡本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策連絡本部長の指名する災害対策連絡本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。 (委任)
- 第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策連絡本部に関し必要な事項は、災害対策連絡本部 長が定める。

附則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

## 1-5 山形県災害報告取扱要領

#### 1 趣旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第1項、消防組織法(昭和22年法律第226号)第22条の規定に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第245号)及び山形県災害救助法施行細則(昭和35年県規則第4号)第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害をいう。

#### 3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあって は内閣総理大臣(総務省消防庁)に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、 連絡がとれるようになった後は、原則どおり報告するものとする。

なお、報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

#### 4 報告の種類

(1) 報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

報告の種類	様 式	摘 要
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生し
		た被害(状況)が把握できないとき
災害情報	第2号~第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	第 14 号	
災害確定報告		
災害年報	第 15 号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の
		状況について、翌年1月 31 日現在で明らかになった
		ものとする

(2) 報告の提出期限は次のとおりとする。

ア 災害速報等 即時

イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次

ウ 災害中間報告 総合防災課が指示するとき以降順次

エ 災害確定報告 応急対策を終了した後 10 日以内

才 災害年報 2月15日

5 記入要領 各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

#### (1)人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、 死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者の うち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者の

うち1月未満で治療できる見込みのものとする。

#### (2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかど うかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
- ウ 「全壊、全焼、流失」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住宅が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)焼失が甚だしく、修理により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度もの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された施設を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- エ 「半壊、半焼」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊、焼失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊、焼失部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- オ 「一部破損」とは、半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度 のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土 砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

#### (3) 非住家被害

- ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供す る建物とする。
- ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。
- エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### (4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能に なったものとする。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、 養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「病院」とは、医療法(昭和23年法律第20号)第1条に規定する病院及び診療所とする。
- カ 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- キ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ク 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若

- しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の 施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ケ 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨時港交通施設とする。
- コ 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- サ「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
- ソ「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。
- チ「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。
- テ「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の筒所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持 できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
- ナ「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する 現象をいうものとする。
- ヌ「がけ崩れ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が 1/20 以上の渓流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
- ノ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

#### (5)被害金額

- ア「公立文教施設」とは、公立の文教施とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法 律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用 施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号) による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防 止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共 施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設 とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農 作物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害 とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害

とする。

- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等 の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等 とする。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除 いた被害額とする。
- サ「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取 得価額、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附則

- この要領は、昭和53年5月10日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和 57 年 6 月 28 日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和60年1月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成8年5月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成9年10月15日から施行する。 附 則
- この要領は、平成13年9月18日から施行する。 附 則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。

#### 様式省略

# 1-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和2年2月21日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	令和 2 年 2 月 21 日現仕 │ 備考
	対         家           現に被害を受け、また	(基本額)	<u></u>	0,14
避難所の設置	現に做書を受け、または被害を受けるおそれのある者を収容する。		災害発生 の日から 7日以内	日 質用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設で所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 避難所生活が長期にわたる場合等は、健康上の配慮等のため、ホテル、旅館等の宿泊施設を借上げ供与する。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼また は流失し、居住する住 家がない者であっては住 うらの うっことができる とが者		の目から 20日以内	
の他による食品の給与	た者 2 全半壊(焼)、流失、 床上浸水で炊事で きない者 3 住家に被害を受け 一時縁故地等へ避 難する必要のある 者	1 1人1日当り1,160円以内	災害発生 の日から 7日以内	
給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	の日から 7日以内	水の購入費のほか、給水 若しくは浄水に必要な機 械又は器具の借上費、修 繕費及び燃料費並びに薬 品又は資材の費用
その他生活 必需品の給	全半壊(焼)、流失床 上浸水等により、生活 上必要な被服、寝具、 その他生活必需品を そう失、またはき損 し、直ちに日常生活を 営むことが困難な者	~3 月) の季別は災害発生の日 をもって決定する。	災害発生 の日から 10日以内 に完了	まわり品

救助の種類	対 象	費用の限度額期間					間	備	考
リスクテック「生力」	八	5	₹/11 ٧.	/PX/X11R		<u>&gt;</u> 311b1			位(百円)
		区分	<u> </u>						6人以上1
			(世	1人	2人	3人	4人	5人	人増すご とに加算
		全 壊		188	242	258	428	542	79
		流失	冬	312	404	562	657	827	114
		半壊		61	83	124		190	26
	医床の込む 単一ませ	床上浸水	冬	100	130	184		276	36
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	材料、图	医療器 は診 Mの額		の実費 上会保険	災害発生 ら14日以			
助 産	災害発生の日以前また は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班 した衛生 2 助産師 金の100	等に。 E材料 によっ	よる場合  等の実費	は、使用 さ 、慣行料	分べんし ら7日以I			
被災者の救出		器具等の信	告上費 然料費	プスは購 <i>り</i> でとし、当	費、修	災害発生			
宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、 自らの資力により応 急処理をすることが できない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程 度に住家が半壊(焼) した者	活に必要 当り 595,0 半壊又は当 傷により初	最小『 00円』 ド焼に 女害を	限度の部 以内 二準ずる程 ・受けた世	分1世帯 是度の損	災害発生 ら1カ月 完了	以内に		
学用品の給与	住家の全壊 (焼)、流失、 半壊 (焼)、または床上 浸水により学用品をそ う失またはき損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒	範囲内に 2 文房具 り金額ジ 小学校児重 中学校生行 高等学校等	こおけ 及び 人内 重 4, 幸生徒	る実費 学用品は 500円 800円 <u>5, 200</u>	1人当た	災害発生 ら教科書 月以びび 具及 は、15日 完了	書は1力 二、文房 通学用品 Ⅱ以内に		
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	は火葬 含む)、 2 1体当り 大人 小人	(賃金 骨つり) 215, 172,	職員等属 ボ及び骨 200円以 100円以	至上費を 箱 内 内	ら10日以 了	人内に完	に死亡	生の日以前 した者であ 対象とな
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると稚定される者	器具等の信	告上費 然料費	プスは購 <i>力</i> でとし、当	費、修	災害発生			

救助の	4 <i>A</i>	典田の四古族	<del>U</del> n 88	/# ±.
種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理(埋葬を除く。) をする。	<ol> <li>死体の洗浄、縫合、消毒等の 処置 1体 3,500円以内</li> <li>死体の一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存の建物以外 1体 5,400円以内</li> <li>検案 救護班以外は慣行料金</li> </ol>	災害発生の白 から10日以内	1 検案は原則として救護班
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運びこま れているため生活に 支障を来している場 合で自力では除去す ることのできない者	1 ロープ、スコップその他除 去のため必要な機械、器具等 の借上費又は購入費、輸送 費、賃金職員等雇上費等 2 1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日 から10日以内 に完了	
輸送費を 登登 登 を 登 を を と 登 を を と り き り き り き り も り も り も り も り も り も り も	<ol> <li>被災者の避難</li> <li>医療及び助産</li> <li>被災者の救出</li> <li>飲料水の供給</li> <li>死体の捜索</li> <li>死体の処理</li> <li>救援用の物資の整理配分</li> </ol>	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10条第1号から第4号 までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が 認められる期 間以内	1 時間外勤務県与例 野山のるる質、びの 事は等する道質及及に職員を を変える質及及に職関で、費の、での をでいるのででは、でいいでのででである。 ないでのでででいるでは、でいいでである。 は、ないでのでである。 は、ないでのでである。 ない、でいいででは、できる。 では、ないでのでは、といいできる。 は、ないでいるでは、といいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	災害救助法施行令第 4条第5号から第10 号に規定する者	当該地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

山形県災害救助法施行細則による

# 2 応援協定

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定の主な内容
1	山形県広域消防相互応援 協定	・山形県下市町村 ・消防の一部事務組 合	昭和 53 年 3 月 10 日	消防隊・救急隊・必要な人 員、機器資材の応援 等
2	大規模災害時の山形県市 町村広域相互応援に関す る協定	・山形県内市町村	平成7年11月20日	情報収集及び提供、資機材 及び物資の提供、車両等の 提供、職員の応援、施設の 提供 等
3	山形県消防防災へリコプ ター応援協定	・山形県	平成10年4月1日	消防防災ヘリの応援
4	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	・日本水道協会山形 県支部	平成 10 年 5 月 26 日	応急給水、応急復旧、応急 復旧用資機材の提供、漏水 調査、工事業者の斡旋
5	災害救助に関する大蔵村 と新庄最上郡医師会との 協定書	• 新庄最上郡医師会	平成14年1月24日	応急救護
6	災害時における大蔵村と (社)全日本冠婚葬祭互助 協会との協定	•一般社団法人全日 本冠婚葬祭互助協 会	平成 20 年 2 月 19 日	遺体の収容及び安置に必要 な機材、資材及び消耗品並 びに作業等の役務、施設の 提供 等
7	災害時の情報交換に関す る協定	・国土交通省東北地 方整備局	平成 21 年 12 月 16 日	情報交換、災害対策現地情 報連絡員(リエゾン)の派 遣
8	災害時等における応急対 策活動に関する協定書	· 大蔵村建設業協会	平成 24 年 5 月 17 日	公共施設等の応急対策
9	災害時におけるLPガス の供給に関する協定	<ul><li>・株式会社押切</li><li>・山形もがみ農業協同組合</li><li>・山の湯スタンド</li><li>・横山仁右エ門商店</li></ul>	平成 24 年 5 月 17 日	LPガスの供給
10	災害時における燃料等の 供給協力に関する協定書	<ul><li>株式会社押切</li><li>有限会社やはぎ石油</li><li>山形もがみ農業協同組合</li><li>石川商店</li><li>山の湯スタンド</li><li>横山仁右エ門商店</li></ul>	平成 24 年 5 月 17 日	燃料等の優先供給、運搬
11	災害時等における物資調 達に関する協定書	・東北カートン株式 会社	平成 24 年 6 月 21 日	段ボール製品等の調達
12	災害時等における応急対 策活動に関する協定書	• 有限会社最上総合 設備	平成 24 年 10 月 16 日	公共施設等の応急対策
13	災害時における緊急物資 輸送及び緊急物資拠点の 運営等に関する協定書	・ヤマト運輸株式会 社山形主管支店	平成 26 年 2 月 25 日	生活必需品等の輸送業務、 支援物資等の保管施設の運 営業務 等

14	災害時における福祉避難 所指定等に関する協定書	• 社会福祉法人大蔵 福祉会 翠明荘	平成 27 年 4 月 30 日	要配慮者の受入れ等
15	災害時における応急対策 用燃料(液化石油ガス) 等の供給応援に関する協 定書	・山形県LPガス協 会最上支部	平成 28 年 2 月 8 日	液化石油ガス・液化石油ガス用燃焼器具の供給
16	大規模災害時における被 災者支援に関する協定書	・山形県行政書士会	平成 29 年 2 月 22 日	行政書士業務相談等
17	空き家の有効活用、適正 管理等の推進に関する協 定	・山形県行政書士会	平成 29 年 2 月 22 日	「大蔵村空き家対策協議会等」への参加協力
18	防災啓発情報の提供及び 発信に関する協定	・NTT タウンページ株 式会社	平成 29 年 12 月 18 日	防災啓発情報の掲載、防災啓 発情報の発信
19	災害時における相互応援 に関する協定	・戸田市	平成 30 年 1 月 17 日	被災者の救出、救護、医療、 防疫及び施設の応急復旧等 に必要な資機材並びに物品提 供
20	災害時の協力に関する協 定	•東北電力株式会社 新庄営業所	平成 30 年 4 月 10 日	大規模な停電等発生時の情報 提供
21	災害時における応急対策 活動に関する協定	•株式会社高橋興業	令和2年8月7日	公共施設等の応急対策、電源 の確保への協力
22	災害時等における電源車 両の貸与に関する協定	・山形三菱自動車販 売株式会社((有)大 蔵自動車)	令和3年7月.29日	車両の協力

# 3 通信・情報関係

# 3-1 防災行政無線設置箇所

No.	呼称	設置位置	備 考
	親  局	清水 2528	大蔵村役場
1	大坪	合海 1513-2	大坪公民館前
2	合海	合海 49-3	合海コミュニティーセンター前
3	清水	清水 2620	中央公民館前
4	清水台	清水 5494	防火水槽脇
5	作ノ巻	合海 1946	作の巻公民館前
6	稲沢	清水 3232-1	比良稲沢公民館前
7	比良	清水 1729-3	西来院下
8	白須賀 1	清水 1471-1	白須賀生活改善センター前
9	白須賀 2	清水 1533-13	
10	桂	清水 2147-3	桂消防ポンプ小屋脇
11	藤田沢	清水 1851-2	藤田沢公民館前
12	通り	清水 3611	通り公民館前
13	鳥川	赤松 964-7	烏川公民館裏
14	鳥川向	赤松 2828-2	防火水槽脇
15	赤松	赤松 659-1	赤松センターふれあい前
16	上竹野	清水 179-5	上竹野消防ポンプ小屋脇
17	上熊高	清水 127-1	上熊高消防ポンプ小屋脇
18	熊高	清水 54-9	熊高公民館裏
19	塩	南山 64-5	南山交流センター前
20	升玉	赤松 1313-1	升玉公民館脇
21	柳渕	南山 1929-15	柳渕公民館前
22	中野	南山 1600-7	防火水槽脇
23	沼ノ台	南山 1447-1	沼ノ台防災センター駐車場
24	滝ノ沢	南山 1154-4	滝の沢公民館前
25	豊牧	南山 861-2	豊牧生活改善センター
26	肘折1	南山 3405-5	肘折保育所前
27	肘折2	南山 2126-213	肘折生涯学習センター前
28	金山	南山 634-22	金山公民館前
29	鍵金野1	南山 5114-1	鍵金野公民館前
30	鍵金野 2	南山 5111-1	
31	折渡	南山 1571-4	折渡消防ポンプ車庫前
32	湯の台	南山 4096-1	湯の台ノルディック館前
32	季の里	清水 3427-24	季の里2組緑地内

# 3-2 気象情報の種類と発表基準

令和3年6月8日現在

			→ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				
	₹予報区:山形県 ▼細分区域:最上						
10	(浸水生)	表面雨量指数基準	13				
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	107				
	(工形代日)	流域雨量指数基準	銅山川流域=23.6、赤松川流域=15				
	洪水	複合基準※1	—————————————————————————————————————				
		指定河川洪水予報に					
警		よる基準	最上川中流[堀内]				
報	暴風	平均風速	18m/s				
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う				
	Læ	収量の深と	平地 12 時間降雪の深さ 35cm				
	大雪	降雪の深さ	山沿い 12 時間降雪の深さ 45cm <sup>※2</sup>				
	波浪	有義波高					
	高潮	潮位					
	大雨	表面雨量指数基準	8				
	<b>八</b> 附	土壌雨量指数基準	88				
		流域雨量指数基準	銅山川流域=18.8、赤松川流域=12				
		複合基準※1	銅山川流域= (7、18.8) 、赤松川流域= (9、12) 、最上				
	洪水		川流域=(5、35. 2)				
		指定河川洪水予報に	最上川中流[堀内]				
		よる基準					
	強風	平均風速	12m/s				
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う				
	大雪	降雪の深さ	平地     12 時間降雪の深さ 20cm				
			山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm <sup>※3</sup>				
	波浪	有義波高					
注	高潮	潮位	と相かわず相人				
意	雷	落雷等により被害が予					
報	融雪 濃霧	融雪により浸水等の被 視程	文音か 1788されんの郷白				
TIX	<b>仮務</b>	①最小湿度 30%、実					
	乾燥		5. 実効湿度 70%、風速 10m/s 以上				
			雪の深さ30cm以上で肘折(アメダス)の積雪100cm以上				
			日平均気温 5℃以上で肘折(アメダス)の積雪 180cm 以上				
	なだれ		日最高気温 5℃以上で肘折(アメダス)の積雪 300cm 以上				
			mm以上で肘折(アメダス)の積雪 100cm以上				
			E均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日				
	Irt se	以上続くとき					
	低温	冬期:①最低気温が-	7℃以下、平均風速 5m/s 以上のとき				
		②日平均気温カ	ゞ-3℃以下が数日続くとき				
	霜(最低気温)	早霜、晩霜期におおむ	βね最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実				
	相(取似风温)	施する)					
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で	で気温が-2℃より高い場合				
記録	的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm				

<sup>※1 (</sup>表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

<sup>※2</sup> 肘折 (アメダス) の観測値は 55cm を目安とする。

<sup>※3</sup> 肘折 (アメダス) の観測値は35cmを目安とする。

# 4 災害危険箇所

# 4-1 土砂災害警戒区域等

令和2年11月27日現在

箇所名 1	箇所番号	自然現象 所在地		土砂災害警	擎戒区域	土砂災害特別	川警戒区域
固別名	固別留石	日於吳家	別任地	告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
豊牧-1	181-1	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
豊牧-2	181-2	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	_	ı
豊牧-3	181-3	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	1
豊牧-10	181-10	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
豊牧-12	181-12	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
豊牧-13	181-13	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
豊牧-14	181-14	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
豊牧-15	181-15	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
豊牧-19	181-19	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
豊牧-20	181-20	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	_
豊牧-21	181-21	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	_
豊牧-22	181-22	地滑り	大蔵村大字南山	H24年1月13日	県告第 45 号	-	-
小滝-1	186-1	地滑り	大蔵村大字南山	H25年10月18日	県告第 945 号	-	-
小滝-2	186-2	地滑り	大蔵村大字南山	H25年10月18日	県告第 945 号	-	-
小滝-3	186-3	地滑り	大蔵村大字南山	H25年10月18日	県告第 945 号	-	_
小滝-4	186-4	地滑り	大蔵村大字南山	H25年10月18日	県告第 945 号	-	_
小滝-5	186-5	地滑り	大蔵村大字南山	H25年10月18日	県告第 945 号	-	_
小滝-6	186-6	地滑り	大蔵村大字南山	H25年10月18日	県告第 945 号	-	_
藤田沢-1	188-1	地滑り	大蔵村大字清水	H26年2月28日	県告第 174 号	-	_
桂欠-1	189-1	地滑り	大蔵村大字清水	H26年2月28日	県告第 174 号	-	-
桂欠-2	189-2	地滑り	大蔵村大字清水	H26年2月28日	県告第 174 号	-	-
桂欠-3	189-3	地滑り	大蔵村大字清水	H26年2月28日	県告第 174 号	-	-
付折発電所 -1	1-6603-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
肘折 2-1	1-6607-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号

<b>学元</b> 夕	<b>公正平</b> 口	白砂印色	武大地	土砂災害	<b>警戒区域</b>	土砂災害特別	別警戒区域
箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
川向 2-1	1-6609-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
川向 2-2	1-6609-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
肘折 1-1	1-6610-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
肘折 3-1	2-6614-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
肘折 3-2	2-6614-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
肘折4	2-66H004	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
肘折 5	2-66Н005	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
肘折6	2-66Н006	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H26年10月3日	県告第 859 号	H26年10月3日	県告第 864 号
水上沢	29-01	土石流	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	-	_
熊高沢	D-1	土石流	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	-	_
貝喰沢	D-2	土石流	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	_
比良-1	190-1	地滑り	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
比良-2	190-2	地滑り	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	-	_
縄路	Ј29-Н003	地滑り	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
柳淵−1	183-1	地滑り	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
柳淵-2	183-2	地滑り	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
柳淵−3	183-3	地滑り	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
柳淵-4	183-4	地滑り	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
柳淵-5	183-5	地滑り	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
南山	Ј29-Н006	地滑り	大蔵村大字南山	H27年2月13日	県告第 123 号	-	-
清水 1	1-6601	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
ウド山-1	1-6611-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
ウド山-2	1-6611-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
稲沢 2-1	2-6601-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
稲沢 2-2	2-6601-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号

<b>公元</b> 5	<b>姓</b> 記至日	白砂田布	武士业	土砂災害	<b>警戒区域</b>	土砂災害特別	別警戒区域
箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
稲沢 2-3	2-6601-3	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
稲沢 2-4	2-6601-4	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
稲沢 2-5	2-6601-5	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
稲沢 1-1	2-6615-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
稲沢 1-2	2-6615-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
熊高1	2-6604	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
熊高2	2-6605	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
柳渕-1	2-6610-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
柳渕-2	2-6610-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年2月13日	県告第 123 号	H27年2月13日	県告第 127 号
塩-1	187-1	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	_
塩-2	187-2	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
塩-3	187-3	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	_	_
塩-4	187-4	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
塩-5	187-5	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号		
塩	Ј29-Н009	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
大谷地-1	182-1	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号		
大谷地-2	182-2	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
升玉-1	185-1	地滑り	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
升玉-2	185-2	地滑り	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
升玉-3	185-3	地滑り	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
升玉-4	185-4	地滑り	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
升玉-5	185-5	地滑り	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	_	-
上坂ノ上-1	J29-H001-1	地滑り	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
上坂ノ上-2	Ј29-Н001-2	地滑り	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
里道山	Ј29-Н004	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
折渡	Ј29-Н005	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-

<b>公元</b> 夕	<b>公正平</b> 只	白紗田色	武士地	土砂災害	擎戒区域	土砂災害特別	川警戒区域
箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
滝の沢-1	J29-H002-1	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	-	-
滝の沢-2	J29-H002-2	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	_	-
滝の沢-3	J29-H002-3	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	_	-
湯ノ台	Ј29-Н008	地滑り	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	_	-
小松倉	2-6616	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
白須賀	2-6602	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字清水	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
塩-1-1	1-6605-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
塩-1-2	1-6605-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
沼ノ台	1-6606	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
日陰倉	2-6606	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
金山1	2-6611	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
金山2	2-6612	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
金山 3-1	2-6613-1	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
金山 3-2	2-6613-2	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
升玉1	2-6607	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
升玉2	2-6608	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
中野	2-6609	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字南山	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
赤松	1-6604	急傾斜地 の崩壊	大蔵村大字赤松	H27年11月27日	県告第 988 号	H27年11月27日	県告第 990 号
臼ヶ沢	Ј23-Н003	地滑り	新庄市大字本合 海 大蔵村大字合海	H28年3月18日	県告第 301 号	-	-

<sup>※</sup>土砂災害警戒区域等の詳細な位置や公示図書については、山形県土砂災害警戒システム(外部サイトへリンク)より確認 R3.9

# 4-2 山地災害危険地区

### 山腹崩壊危険地区

番号	面積 (ha)	市町村	大字	字	地区名	保全戸数	道路を除く 公共施設	道路
365-1	2	大蔵村	赤松	舛玉山	鍋倉山	0		県
365-2	2	大蔵村	南山	上湯の台	葉山	0		県
365-3	8	大蔵村	南山	寒風田	葉山	0	村施設	県
365-4	2	大蔵村	南山	上湯の台	葉山	2		
365-5	1	大蔵村	南山	小滝	小滝	1		

## 崩壊土砂流出危険地区

番号	面積 (ha)	市町村	大字	字	地区名	保全戸数	道路を除く 公共施設	道路
365-1	0.18	大蔵村	南山	平林山	平林	0		村
365-2	0.36	大蔵村	南山	葉山	上葛掛沢	0		県

## 地すべり危険地区

番号	面積 (ha)	市町村	大字	字	地区名	保全戸数	道路を除く 公共施設	道路
365-1	39. 0	大蔵村	南山	寒風田	寒風田	0	発電所	村·県
365-2	54.0	大蔵村	南山	寒風田	寒風田	0		村·県
365-3	938. 0	大蔵村	南山	上湯の台	湯の台	53	発電所	村·県
365-4	1.0	大蔵村	南山	小滝	蝉の沢	0		村

# 4-3 なだれ危険箇所

番号	箇所名	市町村	大字	字	面積 (ha)	保全対象	林況	保安林種	山地災害 危険地区
365-1	水ヶ沢	大蔵村	清水	水ケ沢	3. 5	村道 200m	潅木		
365-2	大釘峯 1	大蔵村	清水	大釘峯	4.8	村道 200m	ザツ中		
365-3	木遠田	大蔵村	南山	木遠田	8. 0	県道 400m	潅木		
365-4	空前	大蔵村	南山	空前	3. 4	県道 100m	潅木		
365-5	小坂野 1	大蔵村	南山	小坂野	24. 1	県道 300m	裸地	土流	
365-6	土合	大蔵村	南山	土合	3. 0	村道 100m	ザツ中	土流	
365-7	蕨野1	大蔵村	南山	蕨野	4. 0	村道 150m	スギ中		
365-8	小坂野 2	大蔵村	南山	小坂野	3. 6	村道 400m	裸地		
365-9	蕨野2	大蔵村	南山	蕨野	6. 7	県道 500m	ザツ中	なだれ	
365-10	柳渕 1	大蔵村	南山	柳渕	3. 0	人家 6戸	ザツ疎		
365-11	平林1	大蔵村	南山	平林	1. 0	村道 50m	潅木		
365-12	平林2	大蔵村	南山	平林	3. 1	人家 3戸	ザツ密		
365-13	上鳥屋森	大蔵村	南山	上鳥屋森	2. 0	村道 100m	潅木		
365-14	高森	大蔵村	南山	高森	2. 7	村道 150m	裸地		
365-15	向坂	大蔵村	南山	向坂	3. 0	村道 100m	裸地		
365-16	豊牧	大蔵村	南山	豊牧	4. 2	村道 150m	潅木		
365-17	滝ノ沢	大蔵村	南山	滝ノ沢	2. 0	村道 150m	ザツ中		
365-18	ウト山	大蔵村	清水	ウト山	3. 7	村道 400m	潅木		
365-19	朝日台	大蔵村	南山	朝日台	2.8	人家 3戸	ザツ疎		
365-20	柳渕 2	大蔵村	南山	柳渕	2. 5	村道 400m	潅木		
365-21	升玉	大蔵村	赤松	升玉	2.0	村道 300m	潅木		
365-22	砂坂	大蔵村	南山	砂坂	2. 1	村道 250m	潅木		
365-23	大釘峯2	大蔵村						なだれ	
365-24	大釘峯3	大蔵村	清水	大釘峯	1. 9	村道 150m	ザツ密		
365-25	桜峠	大蔵村	南山	桜峠	1. 1	県道 250m	スギ中		
365-26	沼ノ台	大蔵村	南山	沼ノ台山	1. 4	人家 2戸	潅木	干・保・な	
365-27	折渡	大蔵村	南山	折渡	2. 0	人家 2戸	裸地		地すべり

# 4-4 重要水防箇所

#### 重要水防箇所(国)

		<b>当</b> / 唯標	地区名及		令和3年	 F度評定		水防警報	
河川名	河口から	新庄	び左右岸	評定種別及び図面	堤防		対策水防	対象	出張所
1 47 1 12	の距離	距離標	別	番号	A	В	工法	観測所	
				堤防断面	- 11	530			
	52. 3	(24. 8)	作の巻	鳥-13		530	築き廻し工	um. L.	<b></b>
最上川	53. 5	(26.0)	左岸	法崩れ		530		堀内	鳥越出張所
				鳥-13		0	土のう羽口工		
最上川	53. 2	(25. 7)	作の巻	漏水	45		月輪工	堀内	鳥越出張所
取上/川	53. 2	(25.7)	左岸	鳥-⑭	45		釜段工	が正とり	局越山灰川
最上川	52.8	(25. 3)	清水	漏水		50	月輪工	堀内	鳥越出張所
70.1	52. 9	(25.4)	右岸	鳥-15		50	釜段工	УШ1 3	MINGE THE SECOND
最上川	52. 9	(25. 4)	清水	漏水		50	月輪工	堀内	鳥越出張所
	53.0	(25. 5)	右岸	鳥-16		50	釜段工		7.0.
最上川	53. 0	(25. 5)	清水	漏水		2, 675	月輪工	堀内	鳥越出張所
	55. 9	(28. 4)	右岸	鳥-⑪		2, 675	金段工		
最上川	55. 5	(28. 0)	清水	漏水	167		月輪工	堀内	鳥越出張所
	55. 7	(28. 2)	右岸	鳥-18	167		釜段工		
				堤防高(流下能力) 鳥-⑩	510 510		積土のう工	堀内	鳥越出張所
	55. 2	(27.7)	白須賀	提防高(流下能力)	510	1, 199			
最上川	57. 6	(30. 1)	左岸	鳥-20		1, 199	積土のう工	堀内	鳥越出張所
	01.0	(00.1)	1	堤防断面		1, 709			
				鳥-②		0	築き廻し工	堀内	鳥越出張所
				堤防高(流下能力)	671		St 2 -	III. I.	6 1 L
	56. 9	(29.4)	サス崎	鳥-22	671		積土のう工	堀内	鳥越出張所
最上川	57. 6	(30. 1)	右岸	堤防断面	671		築き廻し工	堀内	鳥越出張所
				鳥-22	0		架さ廻し上	畑四	局越山饭川
				堤防高(流下能力)	200		積土のう工	堀内	鳥越出張所
最上川	58. 0	(30.5)	鳥川	鳥-②	200		付して	が出り	局越山灰川
AX/ · I	58. 2	(30.7)	左岸	堤防断面	200		築き廻し工	堀内	鳥越出張所
				鳥-②	0		来に起じ工	-УШ1 1	MACH IX//I
				堤防高 (流下能力)	100		積土のう工	堀内	鳥越出張所
最上川	58. 5	(31. 0)	鳥川	鳥-24	100		M	7HI 1	,
. , , , , , ,	58. 6	(31. 1)	左岸	堤防断面	100		築き廻し工	堀内	鳥越出張所
		エナイド		鳥-②	0				

<sup>※</sup>堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

#### 重要水防箇所(国)要注意区間

	距离	惟標	地区名及	が存在される。	令和2年度評定	対策水防	水防警報						
河川名	河口から	新庄	び左右岸	評定種別及び図面   番号	新堤防		対象	出張所					
	の距離	距離標	別	<u> </u>	旧川跡(m)	工法	観測所						
<b>B.</b> L. III	53.8	(26. 3)	清水	旧川跡	910	おなった ソハノ・ナロ	44.4	白井山田宝					
最上川	54. 7	(27.2)	右岸	鳥-10	0	警戒巡視	堀内	鳥越出張所					

※堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

## 重要水防箇所 (県)

		<u>Б</u>			重要水防	箇所					警報	基準	
番号	河川名	図面対象			△法占から		堤	方(m)	想定水防工	国交省	水	位	備考(重要とな
留万		对家 番号	左右 岸別	地先名	合流点から の距離(km)	種別	۸.	В	法名	出張所	量水	警戒	る事項)
		留り	1千万1		♥プロピ商性(KIII)		A	D			標	水位	
5	銅山川	1	左右	大字清	0.20~1.20	堤防高		1,000	  積土のう工	鳥越	通	2. 50	直轄最上川水防
5	判111/11	1	岸	水	0. 20 - 1. 20	延例同		1,000	/貝工/ノノエ	河险	地	2. 50	箇所に準拠
			左右	大字南									堤防高不足によ
6	銅山川	2	岸	山	12.5~13.0	堤防高	500		積土のう工	銅山川			る田畑・人家の浸
			圧										水が想定される
	藤田沢			大字清									堤防不足による
28		1	右岸	水字稲	0.06~0.31	堤防高		250	積土のう工	鳥越	清水	3. 30	田畑の浸水が想
	711			沢									定される

# 5 避難関係

# 5-1 指定緊急避難場所

			対象	きとする	異常な理	見象	想定収容
No.	施設名	所在地	洪水	土砂 災害	地震	火事	人数
1	熊高公民館	大字清水 59-8	0		0	0	45
2	通り公民館	大字清水 3611	0	0		0	75
3	白須賀センター	大字清水 1471-1	0	0		0	75
4	上竹野公民館	大字清水 156-7	0	0		0	76
5	比良稲沢公民館	大字清水 3232-1		0		0	75
6	藤田沢公民館	大字清水 1851-2	0		0	0	75
7	桂公民館	大字清水 4414-2	0			0	73
8	清水公民館	大字清水 2450-2		0		0	130
9	合海コミュニティーセンター	大字合海 49-3		0	0	0	56
10	作の巻公民館	大字合海 1946	0	0		0	75
11	大坪センター	大字合海 1531	0	0		0	75
12	塩公民館	大字南山 71-6			0	0	75
13	柳渕公民館	大字南山 350	0			0	75
14	肘折センター	大字南山 506-5	0	0		0	80
15	金山公民館	大字南山 634-15	0	0		0	40
16	鍵金野公民館	大字南山 5114-1	0	0	0	0	73
17	豊牧生活改善センター	大字南山 861	0	0		0	75
18	滝の沢公民館	大字南山 1154-4	0			0	75
19	沼の台公民館	大字南山 1451-2	0			0	75
20	赤松センターふれあい	大字赤松 659-3	0			0	100
21	烏川公民館	大字赤松 964-7	0	0		0	96
22	升玉公民館	大字南山 1313-1	0			0	75
23	平林公民館	大字南山 1671-1	0		0	0	40

# 5-2 指定避難所

No.	施設名	所在地	想定収容 人数
1	大蔵小学校	大字清水 2688	337
2	大蔵中学校	大字清水 2722	233
3	大蔵村中央公民館	大字清水 2620	571
4	大蔵村保育所	大字清水 1475-2	100
5	赤松生涯学習センター	大字赤松 986-1	157
6	南山交流センター	大字南山 64-5	72
7	ふるさと味来館	大字南山 967-9	150
8	沼の台防災センター	大字南山 1447-1	196
9	肘折防災センター	大字南山 2126-213	216
10	肘折いでゆ館	大字南山 451-2	150
11	肘折保育所	大字南山 3405-5	45
12	カルデラ温泉館	大字南山 2127-79	30

# 5-3 福祉避難所

No.	施設名	所在地	想定収容 人数
1	特別養護老人ホーム翠明荘	大字清水 3137-60	10

# 5-4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	所在地	連絡先	情報伝達方法
沼の台保育所	大字南山 1497	76-2405	電話
肘折保育所	大字南山 3405-5	76-2221	電話
大蔵中学校	大字清水 2722	75-2216	電話

# 6 様式

# 6-1 自衛隊災害派遣要請書

			第	п	号
L	   山形県知事		年	月	日
		大蔵村長		印	
		自衛隊の災害派遣要請について(依頼)			
		このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。			
	1	災害の種類			
	2	災害の状況及び派遣を要する事由			
	3	派遣を希望する期間			
	4	派遣を希望する区域及び活動内容			
	5	派遣先の責任者			
	6	派遣先への最適経路			
	7	参考となるべき事項			

# 6-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

						第 年	В	号日
山形県知事			殿			干	刀	口
			大蔵村	计長			印	
							, ,,	
	の災害派	<b>達部隊の</b>	か撤収につ	ついて(何	坟頼)			
年 月 日 は、下記のとおり部隊				頼した自	衛隊の災害	<b>돌派遣</b> に	こつし	いて
		訂						
1 撤収要請理由								
2 撤収期日	年	月	日	時	分			
3 その他必要事項								

# 6-3 被災者台帳関係

# 被災者台帳情報提供の様式例(本人)

フリガナ			
氏 名			印
生年月日		性別	男 · 女
住 所			
提供を求める台帳情報	1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害で 6. 援護の実施の 7. 要配慮者であ 8. 電話番号その 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の	その他村長が定める種類の被害 の状況 あるときは、その旨及び要配慮 の他の連絡先 の交付の状況	
申請者連絡先	Ī		
電話番号		FAX番号	
携帯電話 番号		メールアドレス	

## 役場確認欄

※本人確認の証明書(該当する箇所に丸をつける)

マイナンハ゛ーカート゛		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段:		

(内閣府資料による)

# 被災者台帳情報外部提供同意の様式例

フリガナ		
氏 名		
生年月日	性別	男・女
住 所		
連絡先(市町村	または外部提供先からの問い合わせが可能	とな連絡先をご記入ください)
電話番号	FAX番号	
携帯電話番号	メールアドレス	
外部提供先及び提供可能情報	①公共料金等減免 □電力会社 □水道料金 □下水田を □下水田を □下の日本では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	) 場合は不要): こついては、外部ではないため、本様式 ランティア団体等)

担当者:
□提供を同意する情報(
※別添から番号を記入ください
□提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い
③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供
□社会福祉協議会(再掲)
□国(官署名:
□被災者生活再建支援法人
□独立行政法人住宅金融支援機構
□その他
団体等名称:
団体等連絡先(村において把握している場合は不要):
住所:〒
電話番号:
メールアドレス:
担当者:
□提供を同意する情報( ) )
※別添から番号を記入ください
□提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い
④その他
提供同意する団体名:
提供を同意する理由:
団体等連絡先(村において把握している場合は不要):
住所:〒
電話番号:
メールアドレス:
担当者:
□提供を同意する情報( )
※別紙から番号を記入ください
□提供先団体が希望する(申請する)情報はすべて提供しても良い カ窓について、同意された例が提供生から災害対策其大法族行規則第8条の6の

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の 規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

(内閣府資料による)

#### <被災者台帳掲載情報(法令の定めによるもの)>

- 1. 氏名
- 2. 生年月日
- 3. 性別
- 4. 住所又は居所
- 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 6. 援護の実施の状況
- 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8. 電話番号その他の連絡先
- 9. 世帯の構成
- 10. 罹災証明書の交付の状況
- 11. 1から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項
  - 1
  - 2
  - 3
  - 4
  - (5)

#### (備考)

- 1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
- 2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
- 3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体(台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります)に提供することができます。

## 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令の根拠規定・法令 上の項目	例示	定義
氏名 (災対法 90 条の 3①)	氏名 (ふりがな (フリガナ))	<ul> <li>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。</li> <li>○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で掲載される。</li> <li>○住民基本台帳掲載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳掲載の情報を優先する。</li> <li>○ただし、外字等、記載・入力が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳掲載の氏名とは異なる氏名を記載・入力することも可。</li> </ul>
生年月日/年齢 (災対法 90 条の 3②)	生年月日 (年齢)	<ul><li>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。</li><li>○年齢については生年月日から判明するもの。掲載は必須ではないが、市町村の判断により、データとして掲載・入力することも可能。</li></ul>
性別 (災対法 90 条の 3③)	性別	○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。
住所/居所 (災対法 90 条の 3④)	<b>住所</b> 居所	<ul> <li>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。</li> <li>○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。</li> <li>○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。</li> <li>○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。</li> <li>○公共料金の請求等を確認するなどにより、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象としているといった事例もあり、被災者台帳に掲載することも想定される。</li> </ul>
被害の状況 (災対法 90 条の 3⑤)	〈住家被害〉 被害認定結果 被害認定日 〈被災住民の人的被害〉 負傷・疾病の状況 死亡日 被害の状況 〈家財等の動産被害〉 被害の状況	<ul><li>○罹災証明書の証明事項と同義。</li><li>○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載。</li></ul>
援護の実施の状況 (災対法 90 条の 3⑥)	<ul> <li>〈被災者生活再建支援金・災害用慰金・災害障害見舞金・災害障害見舞金・災害障害見舞金・学用品費・過学費・運動で発生の支給、表援金の配分等の被災者に対する各種支援制度申請者被災者と申請者被災者と申請者被災者と申請者を受分支給と申請者を受分支給と申請者を受分支給と申請者を受分支給と申請者を受ける</li> </ul>	○支援漏れや手続きの重複等を防ぐ観点から記載。  ○例としては以下の項目が挙げられる。 ・被災者生活再建支援金(基礎・加算) 基礎または加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。 (例:基礎支援金大規模半壊→半壊解体加算支援金賃貸→建設・購入、補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等 ・義援金義援金の主体ごと(日本赤十字、都道府県、市区町村等)に項目を作成する。また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分回数ごとに掲載する必要がある。 ・災害弔慰金、災害見舞金被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載する。
	<ul><li>&lt;地方税、国民健康保険・</li><li>後期高齢者医療制度の保</li></ul>	○例としては以下の項目が挙げられる。

険料、介護保険料、幼稚園 の入園料・保育料、高等学 校の授業料・受講料・入学 料・入学者選抜手数料、公 共料金・使用料等の減免の 状況>

減免の実施の有無 減免の対象

<災害援護資金・生活福祉 資金・母子寡婦福祉資金貸 付等融資制度>

貸付金の種類貸付金の有無

<災害救助法に基づく救助(住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付)、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居>

給付の種類 給付の有無

<児童扶養手当・特別児童 扶養手当・特別障害者手 当・障害児福祉手当の特例 措置>

特例措置の種類 特例措置の有無 市区町村住民税の減免

- 固定資産税の減免
- ・その他税に関する減免
- 国民健康保険料の減免
- 保育所の保育料の減免

・災害援護資金、生活福祉資金 災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用場外となることから、貸付金種類と貸付の 有無を記載する。

# 要配慮者に関わる事項 (災対法90条の3⑦)

要介護制度区分 障がいの種類・程度 乳幼児

妊婦

持病(難病、特定疾病等) ペット有無

DV

児童虐待

外国人

支援を要する高齢者 上記対象者に関する同 居(支援)親族の有無 ○被災者支援(該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等)において特に配慮が必要である旨記載・記録。

#### · DV、児童虐待

本人からの申し出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合(避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等)で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。

<参考: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後に情報提供ネットワークシステムを介して取得することが可能な要配慮者情報>

※各種制度の対象であることを確認することによって、要配慮者であることを把握することが可能(支給額等を共有するためのものではない)。

※以下項目は、市町村が被災者台帳作成に当たって、必要と 認める場合は取得可能な事項であり、必ず掲載しなければ ならない項目ではない。

- ※具体的に取得可能なデータについては、平成27年度調査を 踏まえて、改めて提示する。
- ・介護保険法による保険給付の情報
- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律による自立支援給付の支給に関する情報
- ・児童福祉法による障害児通所支援に関する情報

		・身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 ・介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給
		・ 介護休陝伝第二十余に規定する他の伝令による紹刊の支稿 に関する情報 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉 手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三 十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
		・災害救助法による救助(実費弁償額)に関する情報 ・児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二 十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報
		・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置 に関わる情報 ・母子保健法による妊娠の届出に関する情報
		・難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 ・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
電話番号 (規則8条の5①)	電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を 取る際に必要。
連絡先 (規則 8 条の 5①)	携帯電話のメールアドレス ファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を 取る際に必要。
世帯の構成 (規則 8 条の 5②)	単数世帯 複数世帯 世帯主名 世帯番号	<ul><li>○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載。</li><li>○世帯を認識するためにあると有用。</li></ul>
罹災証明書の交付の状況 (規則8条の5③)	交付日 交付枚数 申請日 申請者	○罹災証明書の交付実績を記載。
情報提供先 (規則8条の5④)	台帳情報提供に関する同意 同意する情報提供先	<ul><li>○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載。</li><li>○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。</li><li>○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援</li></ul>
情報提供有無・日時 (規則8条の5⑤)	提供先名 提供日 情報の使用目的 提供した情報(項目)	金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載。 ○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載。
個人番号 (規則8条の5⑥)	個人番号	○被災者台帳作成に個人番号を活用する際に記載。
(調査)	調査番号 調査日 調査担当者 災害種類 調査結果	<ul><li>○被害の状況を把握するための調査の履歴を掲載。</li><li>○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載。最終的な調査結果は、被害の状況として掲載。</li><li>○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載できるようにするのがよい。</li></ul>
(建物)	建物所在地 建物用途 建物構造 位置座標(緯度、経度)	<ul><li>○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載。</li><li>○木造/非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載。</li><li>○法定項目ではないが、導入市区町村において、掲載している例がある項目。</li></ul>

		,
		○登記情報等、公表されている (利用可能な) 情報を基本とす
		る。
(住家・非住家の別)	住家・非住家の別	○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家
		となっていることから記載。
		○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、
		社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、
		空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のた
		めに使用している建築物ではないことから、非住家と扱わ
		れる。
(所有者氏名)	建物所有者の氏名	○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の
	(ふりがな(フリガナ))	支援については所有者が対象となるものもある。このため、
		被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載
		するとよい。
(所有者住所/居所)	建物所有者の住所	○所有者の住所/居所を記載。
	建物所有者の居所	○所有者については法人である場合もあることから、この場
		合、所有法人の所在地を記載。
(所有者電話番号)	建物所有者の電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者
	建物所有者の携帯電話番	〜連絡を取る際に必要。
	号	
(所有者連絡先)	建物所有者の携帯電話の	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者
	メールアドレス	へ連絡を取る際に必要。
	建物所有者のファックス	
	番号	

(内閣府資料による)

# 6-4 罹災証明書

(整理番号)

# 罹災証明書

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢			
罹災原因						
被災住家*の 所在地						
住家 <sup>*</sup> の被害の 程度	□全壊 □大規模半壊 □	半壊 □準半壊 □準	<b>準実に至らない</b>			
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)						
住家以外の被害						
== 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

大蔵村長 印